

【様式1】

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
東京地方裁判所低濃度PCB廃棄物処理委託業務	支出負担行為担当官 東京地方裁判所長 岡田 雄 一 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 3. 6	榊山環境整備 富山市婦中町吉谷3-3	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 この契約は、当庁保管のすべての低濃度PCB廃棄物（各種変圧器及びプラスチック容器）の処分を委託するものであり、榊山環境整備のみが無害化処理可能な施設である。 以上の理由から、本契約について榊山環境整備と契約するものである。	3,903,900	3,899,700	99%	—	当庁が保管するPCB廃棄物を処分できる業者が他にいなかったため。	なし（平成24年度で終了）	
微量PCB廃棄物処分業務	支出負担行為担当官 金沢地方裁判所長 大島 隆 明 金沢市丸の内7-2	H25. 1. 7	光和精鉱㈱ 福岡県北九州市戸畑区大字中原46-93	会計法第29条の3第4項 予法令第102条の4第3号 廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく環境大臣の認定を受けた業者であり、かつ今回処分する絶縁油入りの変圧器及びコンデンサ等を処理できる唯一の業者であるため	1,785,000	1,785,000	100%	—	当庁が保管するPCB廃棄物を処分できる業者が他にいなかったため。	なし（平成24年度で終了）	

【様式2】

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
司研庁舎自動制御設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H25. 1. 17	三建サービス工事(株) 東京都中央区日本橋 箱崎町6-9	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	22,039,500	21,840,000	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸ロ	
大阪高地簡裁庁舎増築等実施設計その3業務第2回変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H25. 1. 18	榊山下設計 東京都中央区日本橋 小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、工事の施工段階における原庁からの要望に対応するため増築等工事に関連した改修の変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している榊山下設計のみで行うことができないため。	1,963,500	1,785,000	90%		本件業務は、工事の施工段階における原庁からの要望に対応するため増築等工事に関連した改修の変更設計の作成業務であり、当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している榊山下設計のみで行うことができないため。	記1. (2) ㊸ニ 記1. (2) ㊸ニ (ハ)	
広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営実施設計その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H25. 1. 21	榊佐藤総合計画 東京都墨田区横網2- 10-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊佐藤総合計画しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	6,436,500	5,985,000	92%		本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊佐藤総合計画しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2) ㊸ニ (ロ) 記1. (2) ㊸ニ (ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
司研庁舎電力監視設備改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H25. 1. 23	太陽電業㈱ 東京都大田区蒲田1-30-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	15,561,000	15,330,000	98%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
仙台高地裁庁舎耐震改修設計その3業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H25. 1. 25	榊山下設計 東京都中央区日本橋小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊山下設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	17,241,000	17,220,000	99%		本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、榊山下設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	
仙台高地簡裁庁舎耐震改修積算その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H25. 1. 29	榊金丸建築事務所 東京都豊島区駒込3-3-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した積算の追加的業務であり、図面その他本件業務の内容に精通している榊金丸建築事務所でなければ、合理的期間内に履行することができないため、同社しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	7,591,500	7,455,000	98%		本件業務は、先に実施した積算の追加的業務であり、図面その他本件業務の内容に精通している榊金丸建築事務所でなければ、合理的期間内に履行することができないため、同社しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
仙台高地簡裁庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 1. 31	大成建設㈱ 東京都新宿区西新宿 1-25-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	30,996,000	30,996,000	100%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	
最高裁庁舎大法廷棟便所等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 1. 31	㈱歌工務店 東京都豊島区南大塚 2-18-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8,410,500	8,400,000	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	
青森地家裁十和田支部庁舎新営実施設計その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 1	㈱大建設計 東京都品川区東五反田 5-10-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱大建設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,835,000	2,782,500	98%		本件業務は、先に実施した設計の追加的業務であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱大建設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2) ①ニ (ロ) 記1. (2) ①ニ (ハ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
最高裁判所受変電設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 5	東陽電気工事㈱ 東京都品川区中延3-2-15	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,693,500	4,515,000	96%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
最高裁判所透視図作成業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 5	㈱梓設計 東京都品川区東品川2-1-11	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、最高裁判所耐震改修工事における改修後の室内イメージの説明に使用する透視図を作成するものであり、改修工事後の状況を理解し、短時間で作成する必要があるため、現に改修設計を行っている㈱梓設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	1,018,500	1,018,500	100%		本件業務は、最高裁判所耐震改修工事における改修後の室内イメージの説明に使用する透視図を作成するものであり、改修工事後の状況を理解し、短時間で作成する必要があるため、現に改修設計を行っている㈱梓設計しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1.(2)①ニ (ロ) 記1.(2)①ニ (ハ)	
青森地家裁十和田支部庁舎新営電気設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 6	三和電業㈱ 青森県八戸市吹上1-9-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,273,500	4,200,000	98%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪高地簡裁庁舎増築等積算その4業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 7	榊中野積算 東京都杉並区荻窪5-13-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した積算の追加的業務であり、図面その他本件業務の内容に精通している榊中野積算でなければ、合理的期間内に履行することができないため、同社しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	3, 675, 000	3, 675, 000	100%		本件業務は、先に実施した積算の追加的業務であり、図面その他本件業務の内容に精通している榊中野積算でなければ、合理的期間内に履行することができないため、同社しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2) ①ニ (ロ) 記1. (2) ①ニ (ハ)	
札幌高地裁判所消火設備等改修設計業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 14	榊日建設 東京都千代田区飯田橋2-18-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、その業務改修範囲が、現在施工中の耐震改修工事範囲内であることから既発注部分との調整を行いながら改修設計図を作成する必要があり、耐震改修工事設計を担当している榊日建設しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	4, 735, 500	4, 515, 000	95%		本件業務は、その業務改修範囲が、現在施工中の耐震改修工事範囲内であることから既発注部分との調整を行いながら改修設計図を作成する必要があり、耐震改修工事設計を担当している榊日建設しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2) ①ニ (ロ) 記1. (2) ①ニ (ハ)	
千葉地家裁松戸支部庁舎外構等工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 15	鉄建建設(株) 東京都千代田区三崎町2-5-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8, 557, 500	8, 295, 000	96%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
青森地家裁十和田支部庁舎新営機械設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 15	第一設備工業㈱ 東京都中央区新川1-22-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,308,000	7,297,500	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸口	
青森地家裁十和田支部庁舎新営建築工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 18	田中建設㈱ 青森県十和田市東一番町2-50	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	50,578,500	50,557,500	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸口	
仙台高地簡裁庁舎耐震改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 27	大成建設㈱ 東京都新宿区西新宿1-25-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	694,890,000	694,785,000	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営建築工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 3. 1	榊池組 大阪市北区梅田3-4-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	11,938,500	11,917,500	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊦口	
広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営電気設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 3. 4	榊中電工 広島市中区小網町6-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,166,500	9,135,000	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊦口	
広島高裁松江支部・松江地家簡裁庁舎新営機械設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正 東京都千代田区隼町4-2	H25. 3. 27	大成設備榊 東京都新宿区西新宿6-8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	25,011,000	24,990,000	99%		本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊦口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
裁判員法廷用IT機器の賃貸借等（再リース）	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 1. 31	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン(株) 東京都中央区銀座8-21-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本契約は、平成19年度に60か月間のリース契約を前提に一般競争入札により調達された機器を引き続き賃貸借する契約であり、相手方以外との契約ができず競争を許さないため。	1, 143, 135	1, 143, 135	100%		本契約は、平成19年度に60か月間のリース契約を前提に一般競争入札により調達された機器を引き続き賃貸借する契約であり、相手方以外との契約ができず競争を許さないため。	記1. (2)③ロ	
民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準2013年版の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 21	(財)日弁連交通事故相談センター 東京都千代田区霞が関1-1-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2, 390, 400	2, 390, 400	100%		当該物品は、契約相手からの直接販売に限られているため。	記1. (2)①二 (二)	
金沢地方裁判所裁判員法廷用ビデオリンクシステムの移設作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 25	NTTコムソリューション&エンジニアリング(株) 東京都港区芝浦1-2-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ビデオリンクシステム機器は、一般競争入札の手続きを経て、NTTコムソリューション&エンジニアリング(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。 機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	-	1, 023, 750	-		ビデオリンクシステム機器は、一般競争入札の手続きを経て、NTTコムソリューション&エンジニアリング(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。 機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
金沢地方裁判所裁判員法廷用等 I T 機器の移設作業	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 2. 25	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 東京都中央区銀座8-21-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 裁判員法廷用 I T 機器は、一般競争入札の手続を経て、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	—	1,365,000	—		裁判員法廷用 I T 機器は、一般競争入札の手続を経て、パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)との間で賃貸借を開始したものであり、保守契約も同社と締結している。機器を移設後に支障なく使用するためには、機器の仕様、配線の接続方法などの全体構成及び動作環境を熟知している業者が本件作業を行う必要があり、本件作業後に機器に障害が発生した場合に、責任の所在が不明瞭となり、障害復旧の妨げとなる可能性があるため随意契約を締結する必要がある。	記1. (2) ③ロ	
新判例体系民事法編(682号)ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H25. 3. 4	新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1-23-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。	2,887,920	2,887,920	100%		当該物品は、加除式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。	記1. (2) ①二(二)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
静岡地家裁沼津支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 1. 23	榎加藤工務店 静岡県沼津市大諏訪 885	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	29, 431, 500	29, 190, 000	99%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸ロ	
前橋地家裁高崎支部庁舎耐震改修等工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 1. 31	榎イヅミ・コンストラクション 東京都中央区日本橋 兜町7-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	16, 033, 500	16, 033, 500	100%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸ロ	
東京高地簡裁合同庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 2. 8	三機工業㈱ 東京都中央区明石町 8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	16, 632, 000	16, 590, 000	99%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
横浜家裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 2. 25	榎渡辺組 横浜市中区南仲通3-31	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8,158,500	8,085,000	99%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
東京高地簡裁合同庁舎内部改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 3. 21	榎河津建設 東京都大田区東嶺町30-17	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,355,500	9,345,000	99%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	
静岡地家裁沼津支部庁舎耐震改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 3. 25	榎加藤工務店 静岡県沼津市大諏訪885	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,804,500	10,500,000	97%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
前橋地家裁庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H25. 3. 29	田中建設㈱ 群馬県伊勢崎市連取町3309-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	27,898,500	27,720,000	99%		本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸口	
大津地家裁長浜支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北 川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H25. 1. 31	㈱三東工業社 滋賀県甲賀市信楽町江田610	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	2,961,000	2,940,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1. (2) ㊸口	
和歌山地家裁田辺支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 北 川 清 大阪市北区西天満2-1-10	H25. 2. 7	㈱テンコーライフ 和歌山県田辺市上屋敷3-14-12	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	4,504,500	4,462,500	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1. (2) ㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
津地家裁熊野支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区丸の内1-4-1	H25. 3. 18	榎榎本工務店 三重県熊野市有馬町 5733-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	20,044,500	19,740,000	98%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
広島地家裁尾道支部庁舎耐震改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守下 実 広島市中区上八丁堀2-43	H25. 1. 30	錦建設㈱ 広島市中区国泰寺町 2-5-4	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	9,552,222	9,450,000	98%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1.(2)㊸口	
広島高地簡裁庁舎機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守下 実 広島市中区上八丁堀2-43	H25. 2. 27	三機工業㈱ 東京都中央区明石町 8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	10,962,000	10,920,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
広島高地簡裁庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 守下 実 広島市中区上八丁堀2-43	H25. 1. 8	三機工業㈱ 東京都中央区明石町 8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	7,633,500	7,612,500	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1.(2)㊸口	
福岡地家裁田川支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 1. 9	㈱中村建設 福岡県飯塚市伊岐須 字焼筒尾563-14	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	6,226,500	6,195,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1.(2)㊸口	
宮崎地家裁延岡支部庁舎耐震改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 洵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 2. 12	㈱桜木組 宮崎県都城市高城町 桜木1693-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	12,211,500	11,550,000	94%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
熊本家裁庁舎耐震改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 潤 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 2. 18	楸建吉組 熊本市中心区坪井6-38-15	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	6,930,000	6,825,000	98%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1. (2) ㊸口	
福岡地家裁小倉支部庁舎昇降機設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 潤 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 1	日本エレベーター製造㈱ 東京都千代田区岩本町1-10-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,221,000	3,885,000	92%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸口	
御船簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 潤 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 13	楸長門工務店 熊本市北区龍田陳内4-18-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,475,500	3,465,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2) ㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
宮崎地家裁延岡支部庁舎耐震改修工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 13	榎木組 宮崎県都城市高城町 榎木1693-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	29,883,000	29,820,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
大分地家裁佐伯支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 14	榎後藤組 大分市生石4-1-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,705,484	6,615,000	98%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
徳之島簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 21	榎ウエストリフォー ム 福岡市南区柏原4-27- 5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,318,000	3,255,000	98%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇地裁庁舎機械設備改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 潤 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 21	日比谷総合設備㈱ 東京都港区芝浦4-2-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	8,610,000	8,610,000	100%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
佐賀地家裁庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 永 潤 健 一 福岡市中央区城内1-1	H25. 3. 26	金子建設㈱ 福岡県久留米市東楯原町487	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	29,363,700	29,190,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	
仙台地家裁石巻宿舍新営工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H25. 2. 6	豊和建設㈱ 宮城県石巻市泉町3-43-13	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,476,000	7,455,000	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)㊸口	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福島地家裁相馬支部庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H25. 2. 28	榊山崎組 福島県伊達市保原町 宇東野崎106-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	8,778,000	8,767,500	99%		本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため	記1. (2) ③ロ	
仙台地家裁登米支部庁舎新営エレベーター設備工事実施設計業務	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H25. 3. 27	榊相和技術研究所 東京都品川区上大崎 2-18-1	会計法29条の3第4項 予決令102条の4第3号 本業務は、榊相和技術研究所が行った仙台地家裁登米支部庁舎新営設計業務の追加業務であり、本業務を他の業者が行った場合、仙台地家裁登米支部庁舎新営設計業務において提出した計画通知上の設計者が変わってしまい、設計者の責任の所在が変わってしまうため、榊相和技術研究所でなければ業務の履行ができないことから、榊相和技術研究所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,604,000	2,593,500	99%		本業務は、榊相和技術研究所が行った仙台地家裁登米支部庁舎新営設計業務の追加業務であり、本業務を他の業者が行った場合、仙台地家裁登米支部庁舎新営設計業務において提出した計画通知上の設計者が変わってしまい、設計者の責任の所在が変わってしまうため、榊相和技術研究所でなければ業務の履行ができないことから、榊相和技術研究所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2) ①ニ (ロ) 記1. (2) ①ニ (ハ)	

【様式1】

平成24年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名: 最高裁判所)

平成23年度第1四半期に締結された「競争性のない随意契約に係る契約情報」(追加分)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
コニカミノルタ製乾式複写機保守	支出負担行為担当官 新潟地方裁判所長 角田正紀 新潟市中央区学校町通1-1	H23. 4. 1	コニカミノルタビジネソリューションズ㈱ 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号 納入業者との売買契約に加えて保守契約を締結することを前提に構成されており, また, 本件複写機の調達に際して, 5年間の保守料を含めた総価比較により購入したため, 納入業者以外の者が保守業務を請け負うことは条件に反する。	-	1,824,825	-	-	次回更新時までの保守料を踏まえて競争を行ったため。	平成25年度 平成26年度 平成27年度	単価契約

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

平成24年度第1四半期に締結された「競争性のない随意契約に係る契約情報」(追加分)

コニカミノルタ製乾式複写機保守	支出負担行為担当官 新潟地方裁判所長 角田正紀 新潟市中央区学校町通1-1	H24. 4. 2	コニカミノルタビジネソリューションズ㈱ 東京都中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号 納入業者との売買契約に加えて保守契約を締結することを前提に構成されており, また, 本件複写機の調達に際して, 5年間の保守料を含めた総価比較により購入したため, 納入業者以外の者が保守業務を請け負うことは条件に反する。	-	1,577,377	-	-	次回更新時までの保守料を踏まえて競争を行ったため。	平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度	単価契約
-----------------	--	-----------	---	---	---	-----------	---	---	---------------------------	--------------------------------------	------